

JAEA人形峠加工施設保安規定指摘・コメント表

審査基準の条項番号 (規則第8条第1項)		保安規定 の条番号	指摘・コメント事項	回答(メモ)
12号	廃棄物の廃棄	6	土壌、海水、作物等の環境モニタリングの実施を求めるもの。周辺監視区域境界での測定を求めたものではない。	審査基準の「6.平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること」との記載では、そこまでの要求は読み取れない。現状の放射線管理の記載において周辺監視区域における線量当量率の測定等を定めており、問題ないと考えている。
16号	施設管理	1	69、69の2、69の3、69の4、69の5 「運用ガイド」に沿って規定されたことを確認する。	(新)事業規則における「施設管理」の策定に係る各項の要求事項「施設管理の方針、目標、実施計画、事業者検査、評価、反映等」に対応し、その手続き(策定物とその策定者、同意者及び承認者)として必要事項を保安規定に定めたものである。要求事項の列挙は、必然的に条文どおり(丸写し)の記載となる。 当該条文第1項第4号の「施設管理実施計画」については、施設管理の総体としての文書体系(実用発電炉の「保全プログラム」に相当)を定めるとともに、発電炉以外の事業施設に今回追加された同項二の「点検、検査等」に関し、実用発電炉の「保全計画(点検計画)」を参考に「設備保全整理表」を、さらに別途「検査要否整理表」を定めることとしている。 なお、施設管理実施計画は、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7、令和元年12月25日原子力規制委員会決定)の「VI. 施設管理」の事項を盛り込んで策定する。また、その施設管理実施計画に基づく活動は、原子力規制検査(基本検査)の中で確認される。

JAEA人形峠使用施設保安規定指摘・コメント表

番号	審査基準	保安規定	指摘・コメント	回答(メモ)
1	—	8章全般	2条の12第1項15号の審査基準では運用ガイドを参考にして定めることとしているが、一部は現行規則を丸写ししたものとなっている。(例48条の3)	<p>(新)事業規則における「施設管理」の策定に係る各々の要求事項「施設管理の方針、目標、実施計画、事業者検査、評価、反映等」に対応し、その手続き(策定物とその策定者、同意者及び承認者)として必要事項を保安規定に定めたものである。要求事項の列挙は、必然的に条文どおり(丸写し)の記載となる。</p> <p>当該条文第1項第4号の「施設管理実施計画」については、施設管理の総体としての文書体系(実用発電炉の「保全プログラム」に相当)を定めるとともに、発電炉以外の事業施設に今回追加された同項二の「点検、検査等」に関し、実用発電炉の「保全計画(点検計画)」を参考に「設備保全整理表」を、さらに別途「検査要否整理表」を定めることとしている。</p> <p>なお、施設管理実施計画は、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7、令和元年12月25日原子力規制委員会決定)の「VI. 施設管理」の事項を盛り込んで策定する。また、その施設管理実施計画に基づく活動は、原子力規制検査(基本検査)の中で確認される。</p>
2	2条の12第1項15号 運用ガイドⅣ3.	48条の2	定量的な目標を策定するとあるが、運用ガイドでは、プラントレベルの指標、施設管理の重要度が高い系統の系統レベルの指標毎に具体的に定めるとある。定量的とは何を指すのか。	<p>「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(p.49)</p> <p>「2. 施設管理目標(使用規則第2条の11の7第3号)</p> <p>上記1. で掲げた方針を踏まえた定量的な目標を定める。【例】使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。」</p> <p>のように、「数値として目標を設定すること」を指している。</p>
3	2条の12第1項15号 運用ガイドⅣ4. ウ	48条の3	1(3)使用施設等の巡視において、運用ガイドでは、保安に従事するものが毎日1回以上実施することとしているが、「使用施設等の保全のために実施するものに限る」と記載されていることから施設の保全を行う場合のみ巡視を実施すると読める。	<p>(新)使用規則第2条の11の7(使用施設等の施設管理)第1項第4号</p> <p>「ハ、使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること」を記載したものである。他の事業規則も同様。</p> <p>なお、巡視に関する記載については、別条(人形使用施設 48条の6)にて具体的な内容(対象設備、頻度)を定めている。</p>